

山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例の一部改正の概要

届出等の対象区域の縮小（H26.8.1～）

条例に基づく届出等の対象区域から本栖湖(自然公園法による乗入れ規制地区)が除外されます。

なお、本栖湖に動力船を乗入れる場合には、自然公園法の許可を受ける必要があります。西湖と精進湖についても自主ルールにより動力船の乗入れが規制されているので、レジャー目的で動力船の乗入れができるのは、山中湖と河口湖のみとなっています。

『航行の届出制度』の導入（H27.2.1～届出受付開始）

動力船を乗入れる年度毎に「航行届」(乗入れる湖、時期、日数等の届出)の事前提出が義務付けられます。

「航行届」のあった動力船には、「航行届出済証」(ステッカー)が交付されるとともに、その表示(動力船への貼付)が義務付けられます。

「航行届」の提出時期

提出期限：年度最初の乗入れ予定日の2週間前の日までに提出

受付開始：前年度の2月1日～次年度の「航行届」を受付

乗入れる日	必要な届出	交付ステッカー
平成27年3月31日以前の動力船乗入れ	『船舶届』(初年度のみ)	『船舶届出済証』
平成27年4月1日以降の動力船乗入れ	『船舶届』(初年度のみ) 『航行届』(毎年度)	『船舶届出済証』 『航行届出済証』

『特定船舶制度』の導入（H26.8.1～申請受付開始）

条例に規定する「特定船舶」(恒常的に湖を航行している遊覧船、漁船、遊漁船、貸しボート等の動力船や行政機関、教育機関等が所有する動力船)については、「特定船舶確認申請書」を提出し、「特定船舶の確認」を受けることにより、以後の「航行届」の提出が免除されます。

「特定船舶の確認」を受けた動力船には、「特定船舶確認済証」(ステッカー)が交付されるとともに、その表示(動力船への貼付)が義務付けられます。

『みなし廃止制度』の導入（H26.8.1～）

「船舶届」のあった動力船について、10年以上連続して富士五湖に乗入れがない(「航行届」がない)場合、「船舶使用廃止届」が提出されたものと見なされます。

『過料制度』の導入（H27.4.1～）

以下に該当する場合には、5万円以下の過料の適用があります。

- ・「船舶届出済証」、「航行届出済証」(「特定船舶の確認」を受けた動力船については「特定船舶確認済証」)を表示しないで富士五湖に動力船を乗入れた
- ・「航行届」を提出しないで富士五湖に動力船を乗入れた 等